

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

規制の名称：成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（職業能力開発促進法における成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの）

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室、若年者・キャリア形成支援担当参事官室

評価実施時期：令和7年2月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、職業能力開発促進法に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	規制緩和により、成年被後見人等に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人權の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。事後評価時点において、規制の緩和前に見込んだ効果とかい離はない。 なお、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである。（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。

本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人權の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	新たな行政費用の算出は困難（個別審査規定の新設に伴い行政側の事務処理費用の増加が見込まれたものの、新たに発生する届出件数が推測できなかったため）。
	事後評価時	新たな行政費用の算出は困難（各資格の審査において、審査項目は複数あり、新設した個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから、新たに発生した行政費用を個別に特定して算出することは困難であるが、追加的な費用は僅少であると推測できる）。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 規制緩和により、成年被後見人等に係る個別審査規定が設置されるため、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。事後評価時点において、規制の緩和前に見込んだ効果とかい離はない。なお、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。
- ・ また、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。